

# News Release



2008年8月26日

関係各位

野村アセットマネジメント株式会社

## 野村アセットマネジメント、東証REIT指数を連動対象としたETFを新規設定

野村アセットマネジメント株式会社(執行役社長:吉川 淳)は、東京証券取引所に上場するREIT(不動産投資信託)全銘柄を対象とした指数である「東証REIT指数」<sup>※1</sup>を連動対象とするETF(上場投資信託)を新たに設定すると発表した。

「NEXT FUNDS 東証REIT 指数連動型上場投信」は、本日、東京証券取引所より上場承認をうけた。設定予定日は9月17日(水)、上場予定日は9月18日(木)となる。上場日以降、全国の証券会社を通じて取引所での売買が可能となる。決算は毎年4回で、2月、5月、8月、11月の各10日に行ない、投資単位の金額は当初10万円以下となる見込み。

本ETFは、株式以外の有価証券による現物拠出型ETFの第1弾となる。これは、本年6月27日に公布・施行された投資信託法関係政府令の改正により可能となったもので、同社はその改正をいち早く商品化に生かした。

なお、今回のETFの設定・上場により、同社が運用するETF「NEXT FUNDS」は、合計で33本となる。

当ETFの概要は、別紙の通り。

※各ファンドの詳細に関しては、EDINETにて本日届け出ている有価証券届出書を参照のこと。

※「NEXT FUNDS」は、同社が運用するETFシリーズの統一ブランド。「NEXT FUNDS」の名称は、「野村のETF(上場投資信託)」を意味する「Nomura Exchange Traded FUNDS」の頭文字であるとともに、「次世代のファンド」のラインナップを展開していく意図を表している。

※1<東証 REIT 指数の著作権等について>

1. 東証 REIT 指数の指数値、東証 REIT 指数 の商標は、株式会社東京証券取引所(以下(株)東京証券取引所という。)の知的財産であり、この指数の算出、指数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利及び東証 REIT 指数 の商標に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有する。
2. (株)東京証券取引所は、東証 REIT 指数の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証 REIT 指数 の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証 REIT 指数 の商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
3. (株)東京証券取引所は、東証 REIT 指数の商標の使用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではない。
4. (株)東京証券取引所は、東証 REIT 指数 の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、(株)東京証券取引所は、東証 REIT 指数 の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
5. 本件 ETF は、東証 REIT 指数 の指数値に連動した投資成果を目標として運用するが、本件 ETF の純資産価額と東証 REIT 指数 の間に乖離が発生することがある。
6. 本件 ETF は、(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではない。
7. (株)東京証券取引所は、本件 ETF の購入者又は公衆に対し、本件 ETF の説明、投資のアドバイスをする義務を持たない。
8. 以上の項目に限らず、(株)東京証券取引所は本件 ETF の発行等又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

「NEXT FUNDS 東証 REIT 指数連動型上場投信」の概要

野村アセットマネジメント株式会社

商 品 分 類	国内籍／円建／公募／追加型株式投資信託 (投資信託法上の証券投資信託、信託法上の新法信託、振替受益権適用 (受益証券不発行)、 投信法施行令第 12 条第 2 号の要件を満たす、 税法上の株式等証券投資信託(租税特別措置法第 37 条の 10 第 2 項第 5 号)) 投信協会分類: ファンド・オブ・ファンズ型
フ ァ ン ド 名	NEXT FUNDS 東証 REIT 指数連動型上場投信  なお、「NEXT FUNDS 東証 REIT 指数連動型上場投資信託」、 「NEXT FUNDS 東証 REIT 指数連動型投信」、「NEXT FUNDS 東証 REIT 指数連動型 ETF」、「NEXT FUNDS 東証 REIT 指数 ETF」、 「NEXT FUNDS 東証 REIT ETF」、「NEXT FUNDS REIT 指数連動型 ETF」、「NEXT FUNDS REIT 指数 ETF」、「NEXT FUNDS REIT INDEX ETF」、「NEXT FUNDS J-REIT ETF」、「東証 REIT 指数連動型 上場投信」、「東証 REIT 指数連動型上場投資信託」、「東証 REIT 指数 連動型投信」、「東証 REIT 指数連動型 ETF」、「東証 REIT 指数 ETF」、 「東証 REIT ETF」、「REIT 指数連動型 ETF」、「REIT 指数 ETF」、「REIT INDEX ETF」、「J-REIT ETF」などと称する場合があります。
信 託 期 間	無期限
対 象 指 数	東証 REIT 指数  <東証 REIT 指数とは> 東証市場に上場する不動産投資信託全銘柄を対象とした「時価総 額加重型」の指数。基準日である 2003 年 3 月 31 日の時価総額を 1,000 として計算します。(権利者:東京証券取引所)
受 益 権 の 単 位	当初 1 口当りの元本は、当初設定日の前営業日の対象指数の終値を 1 ポ イント=1 円に換算した値を、小数点以下切り上げた額とします。
基 準 価 額	基準価額は日々計算し、公表します。(表示:100 口当り)
ク ロ ー ズ ド 期 間	信託期間中の現金による一部解約はできません。 受益者は、自己に帰属する受益権と当該受益権の信託財産に対する持分

	に相当する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)をすることができます。
投資対象	対象指数に採用されている不動産投資信託証券およびすでに公表された対象指数採用予定の不動産投資信託証券のみとします。(わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。))とします。以下同じ。)
運用方針	<p>この信託は、対象指数に採用されている銘柄または採用が決定された銘柄の不動産投資信託証券のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の口数の比率を対象指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される口数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行ない、対象指数に連動する投資成果(基準価額の変動率が対象指数の変動率に一致することをいいます。以下同じ。)を目指します。</p> <p>次の場合には、上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 対象指数の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合</li> <li>(2) 対象指数における、その採用銘柄の変更または資本異動等、対象指数における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合</li> <li>(3) 追加信託または交換が行なわれた場合</li> <li>(4) その他連動性を維持するために必要な場合</li> </ol> <p>投資することを指図する不動産投資信託証券は、金融商品取引所に上場している(上場予定を含みます。)銘柄のうち、対象指数に採用されている銘柄の不動産投資信託証券または採用が決定された銘柄の不動産投資信託証券の投資法人の発行するものとします。ただし、投資主への割当により取得する投資信託証券については、この限りではありません。なお、対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。</p> <p>投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>上記にかかわらず、対象指数に連動する投資成果を目指すため、補完的に不動産投信指数先物取引の買建を行なうことができます。</p>

	<p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
決 算 日	<p>年 4 回、2 月、5 月、8 月および 11 月の各 10 日とします。 第 1 計算期間の決算日は、平成 21 年 2 月 10 日(火)とします。</p>
収 益 分 配	<p>毎決算時に、信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。売買益が生じても、分配は行いません。</p> <p>分配金は、決算日現在における受託者に名義登録されている受益者(名義登録受益者)に原則として決算日から起算して 40 日以内の委託者の指定する日に受益者があらかじめ指定する預金口座に振り込む方式により支払います。</p>
信 託 報 酬	<p>&lt;信託報酬&gt;</p> <p>信託報酬の総額は、次の(1)により計算した額に、次の(2)により計算した額を加えて得た額とします。</p> <p>(1) 信託財産の純資産総額に年 0.336%(税抜年 0.32%)以内で委託者が定める率(当初設定日現在は年 0.336%(税抜年 0.32%))を乗じて得た額とします。</p> <p>(2) 信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の 42%(税抜 40%)以内の額。委託会社と受託会社の配分については 8:2 とします。</p> <p>&lt;その他費用&gt;</p> <p>受益権の上場に係る費用および対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下、「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。</p>
信託財産留保額	<p>一部解約は不可。</p>
投 資 制 限	<p>投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以下とします。ただし、東証 REIT 指数における時価の構成割合が 30%を超える投資信託証券がある場合には、当該投資信託証券を東証 REIT 指数における構成割合の範囲で投資することができるものとします。</p> <p>外貨建資産への投資は行ないません。</p> <p>デリバティブの利用は、運用の基本方針にしたがって投資信託証券に投資するまでの間、または対象指数に連動する投資成果を目指す目的に限るも</p>

	のとし、対象指数またはこれと実質的に同等の指数を対象とした不動産投信指数先物取引に限り、補完的に行なうことができます。
償 還 条 項	<p>この信託の受益権を上場した全ての取引所において上場廃止になった場合または対象指数が廃止された場合は繰上償還します。</p> <p>また、交換を行なうことにより20万口を下ることとなった場合には繰上償還させることができます。</p>
当 初 設 定 日	平成20年9月17日(水)
当 初 募 集	なし(当初設定はファンドの関係会社による自己設定のみ)
取引所における 売 買	<p>(1) 上場日:平成20年9月18日(木)(予定。取引所の上場承認を前提とする。)</p> <p>(2) 上場市場:東京証券取引所</p> <p>(3) 売買単位:10口(1売買単位口数)以上10口単位</p> <p>(4) 呼び値:取引所の規定によります</p> <p>(5) 手数料:受託契約準則によります(取扱い第一種金融商品取引業者等が独自に定める率)。</p>
追 加 設 定	<p>受益権の取得(追加設定)については、原則として、委託者が事前に提示する現物有価証券のポートフォリオ(以下「指定有価証券ポートフォリオ」といいます。))による設定に限定します。</p> <p>委託者の指定する第一種金融商品取引業者(以下「販売会社」といいます。))は、平成20年9月18日(上場日)以降、委託者が別に定める一定口数の整数倍の受益権を、取得申込受付日の前営業日(以下「取得申込日」といいます。))の委託者が別に定める時限(午後3時)までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けることができます。</p> <p>追加設定の価額は取得申込受付日(取得申込日の翌営業日)の基準価額とします</p> <p>上記の一定口数は、信託財産が運用の対象とする各銘柄の有価証券の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が対象指数に連動すると想定する、1単位の現物有価証券のポートフォリオ(原則として、日々公表するものとします。))を構成する銘柄の有価証券につき金融商品取引所が定める一売買単位(「取引所売買単位」といいます。))の整数倍の数をもって受益権を取得するために必要な口数を基礎として委託者が別に定める口数とします。</p> <p>なお、指定有価証券ポートフォリオの時価評価額が取得する受益権の評価額に満たない場合は、その差額を金銭にて設定するものとします。</p>

	<p>販売会社は、取得申込者から独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。</p> <p>なお、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付を停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付を行なうことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から起算して4営業日以内</li> <li>2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄口数変更実施日の各々5営業日前から起算して5営業日以内</li> <li>3. ファンドの決算日の5営業日前から起算して5営業日以内。(ただし、ファンドの決算日が休日(営業日でない日をいいます。)の場合は、ファンドの決算日の6営業日前から起算して6営業日以内。)</li> <li>4. 対象指数の構成銘柄の投資口の併合、分割等に際し、委託者が、運用の基本方針に沿った運用を行うために必要と判断する期間</li> <li>5. 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol>
<p>交 換</p>	<p>信託期間中において現金によるこの信託の一部解約の請求を実行することはできません。</p> <p>受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成21年2月10日以降、委託者に対し、委託者が交換請求受付日の前営業日(以下「交換申込日」といいます。)の別に定める時限(午後3時)までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。</p> <p>上記の一定口数は、信託財産に属する銘柄の有価証券の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が当該指数に連動すると想定する、1単位の現物有価証券のポートフォリオを構成する銘柄の有価証券につき取引所売買単位の整数倍の数と交換するために必要な口数を基礎として、委託者が別に定めるもの(以下「最小交換口数」といいます。)とします。</p> <p>交換価額は、交換請求受付日(交換申込日の翌営業日)の基準価額としま</p>

	<p>す。</p> <p>販売会社は、受益者が交換を行なうとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。</p> <p>なお、委託者は、次の各号の期日または期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請求の受付けを行なうことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内</li> <li>2. 対象指数の銘柄変更実施日および銘柄口数変更実施日の各々5営業日前から起算して5営業日以内</li> <li>3. ファンドの決算日の5営業日前から起算して5営業日以内。(ただし、ファンドの決算日が休日(営業日でない日)をいいます。)の場合は、ファンドの決算日の6営業日前から起算して6営業日以内。)</li> <li>4. 対象指数の構成銘柄の投資口の併合、分割等に際し、委託者が、運用の基本方針に沿った運用を行うために必要と判断する期間</li> <li>5. 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>交換の対象となる有価証券は、交換請求受付日から起算して4営業日目から、販売会社に交付または振替を行います。販売会社は所定の手続を経て当該有価証券を受益者に速やかに交付または振替を行います。</p>
<p>信託終了時の交換</p>	<p>上場廃止等によって信託が終了する時は、交換と同様、受益権の持分に相当する信託財産中の有価証券で返還します。</p>
<p>受託銀行</p>	<p>野村信託銀行株式会社</p>



この資料は、「NEXT FUNDS 東証 REIT 指数連動型上場投信」(以下、「本 ETF」といいます。)の概要をご説明するために作成したご参考用資料であり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。投資に際しては、投資家の皆さまご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

野村アセットマネジメント株式会社は、本 ETF について、直接、投資家の皆さまのお申込みを承っておりません。本 ETF への投資にあたっては、最寄りの取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)に口座を開設になり、お申込みください。

#### <投資リスク>

本 ETF は、値動きのある有価証券を主な投資対象としますので、連動対象である指数の変動や、組入有価証券の価格の下落、組入有価証券の発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により、市場取引価格または基準価額が値下がりし、それにより損失が生じることがあります。したがって、投資元本が保証されているものではありません。

本 ETF への投資に際しては、投資家の皆さまには以下の費用をご負担いただきます。

#### <売買手数料>

本 ETF の市場売買には、取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)が独自に定める売買委託手数料がかかり、約定金額とは別にご負担いただきます。(取扱会社毎に手数料率が異なりますので、その上限額を表示することができません。)

#### <信託報酬>

信託報酬の総額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、次の第 1 号により計算した額に、第 2 号により計算した額を加算して得た額とします。

1. 信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 33.6(税抜年 10,000 分の 32)以内(平成 20 年 8 月 26 日現在 年 10,000 分の 33.6(税抜年 10,000 分の 32))の率を乗じて得た額。
2. 有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の 42%(税抜 40%)以内の額。

#### <商標使用料>

ファンドの純資産総額に対し、最大で年率 0.0315%(税抜年 0.03%)。(ただし税抜 150 万円を下回る場合は 157.5 万円(税抜 150 万円)。)

#### <ファンドの上場に係る費用>

- ・新規上場料および追加上場料:新規上場時の純資産総額に対して、及び追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時及び新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.007875%(税抜 0.0075%)。
- ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大 0.007875%(税抜 0.0075%)。

・上記の他、新規上場に際して、52.5 万円(税抜 50 万円)の費用があります。

<申込手数料>

販売会社が独自に定める額とします。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面をご覧ください。

<交換手数料>

販売会社が独自に定める額とします。

<その他の費用>

- ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・監査費用 等

「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

以上